

滞納処分による金融機関口座の差押え誤りについて

収納課における市税、後期高齢者医療保険料の滞納金徴収のため、滞納処分として行った金融機関の口座差押えにおいて、誤って同姓同名の別人の口座を差し押さえたものです。

1 発生日、場所

6月12日（金） 市内金融機関

2 原因

預金調査の結果確認できた口座については、滞納者本人のものかどうかの確認が基本であり必須となります。今回の事案では、金融機関への届出住所と滞納者の現住所が相違していることを把握していたにもかかわらず、滞納者の住所履歴との照合を行わなかったため、別人の口座であることに気付かず、誤って差し押さえたもの。

3 対象者への対応

職員が同日中に別人の口座を差し押さえたことに気付いたため、すぐに金融機関へ連絡を取り、差押えの執行を取り下げる手続きを行いました。その結果、預金の取立ては行われませんでした。

また、差押口座の口座名義人を訪問し、事情を説明するとともに謝罪いたしました。

4 再発防止策

預金調査の結果、住所相違があった場合には、住所履歴との照合を行うことを徹底します。また、預金調査の結果から滞納者以外の情報を効果的に取り除く方法を検討します。

5 その他

個人情報（口座情報）の漏洩はありませんでした。

また、金融機関に確認したところ、信用情報の毀損はありませんでした。

本件に関するお問い合わせ先

収納課 債権管理室・収納第一係

電 話 内線 / 2980

外線 / 027-898-6963